

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

公安省

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 66/2014/TT-BCA 号-

ハノイ、2014 年 12 月 16 日

通達

2014 年 7 月 31 日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令第 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則について

2001 年 6 月 29 日付の消防法、2013 年 11 月 22 日付の消防法の一部条項の修正・補足法に基づき、

2014 年 7 月 31 日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令第 79/2014/ND-CP に基づき、

2014 年 11 月 17 日付の公安省の機能、任務、権限、組織構造の規定に関する政令第 106/2014/ND-CP に基づき、

救難救助・消防警察局長の提案に従い、

公安大臣は、2014 年 7 月 31 日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令第 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達を制定する。

第一章

総則

第 1 条. 適用範囲

本通達は、消防活動の審査承認、査察、検査、検定、訓練、業務研修、統計、報告、安全規定、管理監視の記録；火災爆発の危険性のある物質と物品の輸送；消防安全条件の確保に関する通知；消防計画；消防活動への部隊、機械設備等、財産の動員と調整；人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の組織とその活動；施設、自動車両、世帯、個人の活動の一時停止、廃止、復活；消防サービス業の経営条件適合の証明書、認定証；消防警察により消防計画が策定される火災爆発の危険性が高いと思われる施設、住宅地のリスト；消防業務上の様式について定める。

第 2 条. 適用対象

本通達は、次のものに適用される。

1. 消防警察部隊の士官、下士官、隊員
2. 各レベル、地方の公安部
3. 消防活動に関わる機関、組織、世帯、個人

第二章

細則

第 1 節. 火災予防

第 3 条. 消防活動の管理監視書類

1. 火災爆発の危険性が高いと思われる施設、住宅地の消防活動の管理監視書類は、その施設および住宅地の最高責任者により作成、保管される。書類は下記のとおり。

- a) 消防に関する規則、内規、各種の指導・指示の文書
- b) 消防に関する設計書類、設計の審査・承認・検査に関する文書（あれば）；消防安全条件の確保に関する通知文書（あれば）

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- c) 施設の火災爆発の危険性があると思われるテクノロジー、技術的システム、資材の配置図；発火しやすいエリアの配置図；住宅地の消火栓の配置図
- d) 人民防衛隊、施設の消防隊、専門分野の消防隊の設立決定書
- d) 承認された施設の消防計画；消防警察の消防計画；消防訓練実施の結果報告書
- e) 消防安全の検査記録書；消防事務に関する提案書等；消防上行政違反の記録書とその違反処分決定書（あれば）
- g) 消防に関する宣伝、訓練、業務研修の事務および人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊の活動の管理台帳；消防用の機械設備の管理台帳
- h) 消防に関するデータの統計と報告；火災爆発事件の関連書類（あれば）

2. 2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP（以下、「政令 No. 79/2014/ND-CP」という）に附属する附属書 I に規定されるが、火災爆発の危険性があると思われる施設以外の施設の消防活動の管理監視書類は、当該施設のトップにより、本条第1項の a), d), d), e) の規定に従って作成保管される。

規模や使用目的の変更により火災爆発の危険性があると思われる施設に変わった場合、その施設のトップは、本条第1項の規定に従って消防活動の管理監視書類を作成しなければならない。

第4条. 消防に関する統計と報告

1. 消防に関する統計は下記のとおり。

- a) 消防に関する検査、宣伝、訓練、業務研修、違反処分の実施回数の統計
- b) 人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊のメンバーと管理者の一覧表
- c) 消防用の機械設備の統計
- d) 消防計画の訓練実施、研究の時間、火災発生件数、消防事務およびその他消防活動に関する事項の統計

2. 消防に関する報告は下記のとおり。

- a) 火災爆発事件の報告
- b) 消防事務の報告（半年ごと、一年ごと）
- c) 消防事務の中間報告、終了報告

3. 消防に関する定期的統計報告書は、直轄の上位機関に提出される。機関、組織の消防安全確保について変更がある場合、その機関、組織はその旨を直轄する消防警察機関に迅速に通知しなければならない。

第5条. 消防に関する安全規則、指示図、禁止看板、警告看板、誘導看板

1. 消防に関する安全規則は次の内容を含む：火源、熱源、可燃物、爆発物、発火性・発燃性の設備、器具の管理、使用に関する規定；消防に関する法律に従う禁止行為の規定；消防用の機械設備の管理、保管、メンテナンス、使用に関する規定；火災爆発の予防とその発生時の対応業務の規定。

2. 消防の指示図には、工事項目、内部通路システム、非常口、非難ルート、消火栓および消火用の機械設備を示さなければならない。また、施設の性質および事業の特徴により、上記の一つまたは複数の項目を示す個別の指示図にすることもできる。

3. 消防の禁止看板、警告看板、誘導看板は下記のとおり。

a) 火気厳禁、禁煙、火気禁止、禁煙、交通路阻止禁止、消化剤としての水の使用禁止等の看板。爆発剤、液体可燃ガス、ガソリン、軽油の製造、管理、保管、使用の場所および、火災爆発の可能性が高いと思われる場所には、マッチ、ライター、携帯電話、送受信装置の使用禁止の看板を掲示し、また発熱や火花、発火の可能性のある設備、用具、物質について補助的看板を掲示することができる。

b) 火災爆発の危険なエリアや材料の警告看板

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

c) 避難ルート、非常口、電話機、消火器、消火栓の設置場所、消防水の供給場所、消防用の自動車両、その他の機械設備場所を示す消防の指示看板

4. 消防に関する禁止看板、警告看板、誘導看板等の規格および見本はベトナム基準「TCVN 4879:火災予防・安全マークのデザインとサイズ」に従う。また、禁止看板、警告看板、誘導看板の有効期間について明確に定めなければならない場合は、これらの看板に補助的看板も取り付けること。

5. 消防に関する安全規則、指示図、禁止看板、警告看板、誘導看板は衆人が順守するよう皆に周知し、分かりやすいところに掲示すること。

第6条. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送

1. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送車両に対する条件は以下のとおり。

火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送車両は、内燃機関あるいは防爆型モーターであり、かつ下記の条件を満たさなければならない。

a) エンジン付き車両は規定に従って防火材料の倉庫または緩衝区画で隔離すること。

b) 火災爆発の安全のため、エンジンマフラーは隔離された場所あるいはカバーされた場所に配置されること。

c) 電気システム（バッテリーを含む）は、火花が発生しないこと、銅コイルの電線は絶縁材とし、また設計通りの断面積であることを確保しなければならない。

d) 火災爆発の危険な地域にある車両の荷台およびスペースの床と構造は防火材料または耐火材料で摩擦による火花が発生しない材料であること。

d)防雨防風布を備えること。

e) 火災爆発の危険性のある液体輸送車両の場合はアース線が付けられること。可燃性液体ガスの輸送車の場合、ベトナム基準 TCVN 6484「可燃性液体ガス・輸送車・設計、製作、使用上の安全条件」の規定に従うこと。

g) 規定に従って消防用の機械器具等が十分に装備されること。

h) 規定に従って技術的安全条件および環境保護を確保しなければならない。

i)火災爆発の危険性のある物質、物品の道路、鉄道による輸送車両の場合、輸送中は火災爆発の危険マーク（様式 PC01）をフロントガラスおよび両側面に貼付しなければならない。

k) 火災爆発の危険性のある物質、物品の水路による輸送車両の場合、輸送中、昼間は「B」のフラグを立て、夜は赤色の警告灯を点けなければならない。フラグおよび警告灯の規格および基準は交通運輸省の規定に従う。

2. 輸送車両の運転者および従事者に対する条件

a) 車両の運転者は、道路、鉄道、河川の交通に関する法規に従って運転免許証および消防業務の研修修了書を取得しなければならない。

b) 車両に従事する者は、消防業務の研修修了書を取得しなければならない。

3. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送の許可発行手続きは以下のとおり。

a) 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送の許可申請書類は以下のとおり。

- 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送の許可申請書（様式 No. PC02）

- 次の書類の公証付きの写しあるいは写しと原本（対照のため）：車両登録事項等証明書、技術的安全と環境保護の検定認定証（道路輸送車両）、技術的安全と環境保護の検定認定証（河川輸送車両）、各省庁および産業の規定に従う危険物の包装材料、容器、タンクの検定証明書（あれば）、火災爆発の危険性のある物質や物品の運送委託契約書

b) 消防警察機関は、合法的書類一式を受取ってから 10 営業日以内に、車両に対し消防上の安全検査（様式 No. PC05 を参考）を行い、火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書（様式 No. PC01 を参考）

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

を発行する責任を有する。許可書を発行しない場合はその理由を書面で通知しなければならない。

4. 各省、中央直轄市の消防警察局（以下、「省レベルの消防警察局」という）の局長、各省、中央直轄市の公安局の消防救助警察部（以下、「省レベル公安局の消防救助警察部」という）の部長は、管轄地方に事務所が所在する組織および居住する個人の車両に対し火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書を発行する。

5. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書は、全国に有効で、1回のみ輸送業務委託契約書による輸送車両の場合は1回のみ有効、輸送業務委託契約書による輸送車両の場合は12カ月有効とされる。

第7条. 消防のための設計とその設計の審査承認

1. 政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 IV に該当するプロジェクトや建造物の新設、改造または使用目的の変更の場合、消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の新規製造または改造の場合、規定に従って消防上の安全を保障できる設計とし、また政令 No. 79/2014/ND-CP に規定する条件に適合する業者により設計されること。

2. 消防の設計の審査承認とは、消防の安全保障上の特別な条件が求められるプロジェクト、建造物、自動車両の設計方法、内容を消防に関するベトナム国の諸基準、技術基準、法規、およびベトナム国に適用される消防に関する外国基準および国際基準と比較対照することである。

3. 消防の設計の審査承認の手順および内容は政令 No. 79/2014/ND-CP の第15条の第4項と第7項に規定される。

消防の安全保障上の特別な条件が求められるプロジェクト、建造物の技術的設計書類あるいは工事施行の設計書類、自動車両の技術的設計書類が消防上の要求事項に適合した場合、消防機関は消防の設計の審査承認認定証（様式 PC03）を発行し、審査承認を終えた説明書や設計図に審査承認済の印を押し（様式 PC04）、それを発注者あるいは車両所有者に1部、直接審査承認を行った消防警察機関に1部渡す。

4. 一部改造の工事を行うが、当該のプロジェクト、建造物の全体的には消防上の安全に影響しない場合、その改造部分に対する消防の設計のみ審査承認する。

5. 消防の設計の審査承認の権限付与

a) 救難救助・消防警察局は、国家重点的プロジェクト、建造物、グループ A に該当する建設投資プロジェクト（省が発注者の国家予算を使用する建設投資プロジェクトを除く）、高さ 100m 以上の建造物の工事、プロジェクト、長さ 50m 以上の乗客用の船舶、総トン数 1000 トン以上のガソリン、石油、可燃性液体、可燃性ガス、爆発材料、火災爆発の危険性のある化学物質の貨物船、省レベル消防警察、省レベル公安局の消防救助警察部あるいは発注者が審査承認を申請する建設投資プロジェクトに対する消防の設計の審査承認を行う。

b) 省レベル消防警察、省レベル公安局の消防救助警察部は、管轄地方の救難救助・消防警察局の権限範囲以外の消防の安全保障上の特別な条件が求められる建設投資プロジェクトや自動車両および、救難救助・消防警察局が委任した場合の消防の設計の審査承認を行う。

6. 移行措置

a) 2003 年 4 月 4 日付の消防法の一部条項の施行細則に関する政令 No. 35/2003/ND-CP の一部条項の修正・補足に関する 2012 年 5 月 22 日付の政令 No. 46/2012/ND-CP（以下、「政令 No. 46/2012/ND-CP」という）の附属書 3a に該当し、かつ政令 No. 79/2014/ND-CP に付属する附属書 IV に該当するプロジェクトや建造物で、政令 No. 79/2014/ND-CP の施行日前に建設工事管理機関や発注者により設計の審査承認および施行工事が行われた場合、その建設工事管理機関や発注者は継続して検査を行い、そのプロジェクトや建造物に対する消防の安全保障について責任を負う。

b) 2012 年 5 月 22 日付の政令 No. 46/2012/ND-CP の附属書 3a に該当し、かつ政令 No. 79/2014/ND-CP に付属する附属書 IV に該当するプロジェクトや建造物で、建設工事管理機関や発注者により設計の審査承認が行われたが、政令 No. 79/2014/ND-CP の施行日後も消防に関する施行工事が実施されない場合、その発注者は政令 No. 79/2014/ND-CP の第15条第3項に規定する消防の設計の審査承認の申請書類を消防警察機関に提出し、規定に従って審査承認を仰ぐこと。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

c) 消防の設計の審査承認が行われたが、施行工事が実施されないとき、あるいは施行工事の実施中に消防に関する新たな基準や技術基準が公布された場合、その発注者は継続して審査承認された消防の設計通りに施行工事を実施できる。この場合、発注者は実施状況に基づき、新基準や技術基準に合致するよう各対応策を適用すること。

第 8 条. 消防に関する検査

1. 消防の設計が審査承認された消防の安全保障上の特別な条件が求められるプロジェクト、建造物、自動車両は、立ち上げる前に、当該の発注者、車両所有者により消防警察機関が審査承認した消防設計に基づいて消防の検査が行われる。

2. 発注者、車両所有者の通知書を受領してから 7 営業日以内に、当該設計の審査承認を行った消防警察機関は、政令 No. 79/2014/ND-CP の第 17 条第 2 項の c) に規定する内容に従って消防に関する検査の実施について責任を負う。検査を実施する際に記録書を作成すること（様式 PC05）。

3. 消防の検査書は下記の基本事項を含む。

- a) 建造物や自動車両の名称、建設場所、発注者あるいは車両所有者に関する情報
- b) 消防の検査項目
- c) その他（あれば）

第 9 条. 消防の安全保障に関する通知

1. 政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 III に規定する施設および消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の場合、その施設のトップ（最高責任者）、自動車両の所有者は、事業活動を開始する前に消防の安全保障上諸条件の適合について書面をもって消防警察機関に通知しなければならない（様式 PC06）。また、政令 No. 79/2014/ND-CP の第 7 条第 1 項と第 10 条 1 項に規定する消防安全条件の適合を証明できる書類、資料等を添付すること。

2. 本条 1 項に規定する通知の対象である施設や自動車両は、改造あるいは使用目的の変更の場合、当該施設のトップ（最高責任者）または自動車両の所有者は、事業活動を開始する前に消防警察機関に新規通知と同様に書面にて通知しなければならない。

3. 消防の安全条件適合を通知する文書は郵送での提出か、あるいは当該施設や自動車両を直轄する地方の消防警察機関に直接提出することができる。

4. 消防警察機関は、通知書を受領後、当該施設や自動車両に対する消防に関する国家管理事務を遂行する。

第 10 条. 消防の安全検査の手続き

1. 政令 No. 79/2014/ND-CP の第 18 条の第 2 項の a), b) に規定する消防の安全検査の責任者は、状態および消防上の安全保障の条件に基づき、管轄範囲における常時検査、定期的検査の実施回数、実施機関について詳細に定める。

2. 常時検査

消防安全の常時検査の責任者は、検査実施前に検査計画、検査項目を作成しなければならない。

3. 定期的、臨時的検査

a) 定期的検査の責任者は、3 営業日前に被検査対象者に対し、検査の実施時間、検査内容および検査団の団員について事前に通知しなければならない。

b) 消防安全の臨時的検査の責任者は、被検査対象者に対し、臨時的検査の実施理由を明確に通知すること。消防警察官は臨時的検査を行う際に直轄機関の令状を提示しなければならない。

c) 被検査対象者は、通知を受領したとき、通知された消防安全の検査項目の対応を十分に準備し、権限・責任を有する者を配置して対応すること。

4. 上位の機関、組織のトップ（最高責任者）、県、区、町、省直轄市以上の人民委員会の委員長（以下「県レベル人民委員会の委員長」という）は、部下が管理する施設、地区に対する消防安全の定期的検

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

査、臨時的検査を実施する際に、当該の施設、地区を管理する機関に通知すること。必要に応じて当該施設や地区の管轄機関に対する検査団に同行し、被検査対象者の施設や地区の消防業務に関する状況および関連資料を提出するよう要請することができる。検査結果は当該の施設や地区に通知される。

5. 消防安全の常時検査、定期的検査、臨時的検査を行う際に記録書を作成すること（様式 PC05）。

第 11 条. 施設、自動車両、世帯、個人に対する事業活動の一時停止、廃止、再開の手続き

1. 事業活動の一時停止手続き

a) 政令 No. 79/2014/ND-CP の第 19 条の 1 項の規定により事業を一時停止しなければならない事件を摘発した場合、政令 No. 79/2014/ND-CP の第 19 条の 6 項に規定される権限を有する者は、当該組織、個人に対し事業停止あるいは違反行為の排除を命令することができる。また、下記の規定に従って実施する。

- 火災爆発発生 of 直接的リスクの範囲確定あるいは消防規定の違反行為について記録書を作成する。

- 事業活動停止の決定を下すあるいはその決定の権限を有する者に報告する。

b) 書面（様式 PC07）をもって事業活動一時停止を決定する。緊急事態においては、口頭で事業一時停止の決定を発することが可能であるが、直後に書面による決定を出さなければならない。口頭による事業一時停止の決定を発するときは、氏名、役職、所属、事業停止の対象となる範囲と事業内容を明確に述べること。

事業活動一時停止の決定を下した者は、その履行状況の監視および火災爆発発生 of 直接的リスクの除去について責任を有する。

2. 事業活動の廃止の手続き

a) 事業活動の一時停止の決定を下した権限者は、事業一時停止期限が過ぎたときに、一時停止の対象である施設、自動車両、世帯、個人の活動を確認し、火災爆発発生 of 直接的なリスクの排除あるいは消防規定の違反の対応状況について確認する。検査する際に記録書（様式 PC05）を作成すること。

b) 検査終了後に、火災爆発発生 of 直接的なリスクが排除されない、あるいは違反行為が克服されない、若しくは克服できず、深刻な悪影響を及ぼす火災爆発発生 of 可能性があるとして判断した場合、以前に事業一時停止の決定を下した権限者は当該施設、世帯、自動車両、個人の事業活動の廃止を検討し、決定を下す（様式 PC08）。

3. 事業活動の再開手続き

a) 事業活動の一時停止期間中あるいは一時停止期限が過ぎたときに火災爆発発生 of 直接的なリスクが排除された、あるいは消防規定に違反した行為が克服されたと判断できる場合、当該施設のトップ（最高責任者）、世帯主、自動車両の所有者、個人は許可申請書（様式 PC09）を作成し、以前に事業活動一時停止決定を下した権限者に申請し、事業活動再開の検討および決定を仰ぐ（様式 PC10）。

b) 施設、世帯、自動車両、個人は、事業活動が一時停止されたが、その後消防上の安全条件に適合し、事業活動の再開を希望する場合、その施設のトップ（最高責任者）、世帯主、自動車両の所有者、個人は許可申請書（様式 PC09）を作成し、以前に事業活動一時停止決定を下した権限者に申請し、事業活動再開の検討および決定を仰ぐ（様式 PC10）。

c) 以前に事業活動一時停止決定を下した者は、事業活動再開許可申請書を受領してから 5 営業日以内に、火災爆発発生 of 直接的リスクの排除あるいは消防規定に違反した行為の克服の状況、若しくは消防上の安全条件の検査とその検査結果の検討を行う。検査をする際に記録書を作成すること（様式 PC05）。

火災爆発発生 of 直接的リスクが排除された、あるいは消防規定に違反した行為が克服された、若しくは消防上の安全条件に適合したと判断した場合、事業活動再開の決定を下す（様式 PC10）。

4. 事業活動の一時停止決定、廃止決定、再開決定は、一時停止決定、廃止決定、再開決定の対象者、彼らの直轄の上司（あれば）、彼らの事務所が所在するまたは住居する県レベルの人民委員会に引渡される。事業活動の一時停止決定、廃止決定が複数の対象者に関わる場合、対象者毎に一つの決定を渡すこと。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

第2節. 消防

第12条. 消防計画

1. 消防計画の作成

a) 施設の消防計画（様式 PC11）

b) 消防警察の消防計画（様式 PC12）

c) 消防計画は、最も複雑な火災発生時のケースが変更される場合、あるいは特定火災の2つ以上のケースが変更される場合は、権限者による再度の承認を得ること。特定火災の1つのケースが変更される場合、当該の消防計画を作成する施設、組織のトップにより承認されること。

2. 消防警察機関は、原子力施設、省または中央直轄市の境界地域にある村に位置する施設および本通達第13条に規定する施設および住宅地に対する消防計画を作成する際に、予め3営業日前にその計画の作成期間について当該施設、住宅地のトップに通知しなければならない。施設のトップ、村、地区、町の人民委員会委員長（以下、「村レベル人民委員会」という）は、消防警察機関の要請に基づき、消防計画作成に関する必要な資料および情報を提供し、その作成への参加者を配置し、かつ各条件を確保する責任を有する。

3. 消防計画承認の権限

a) 村レベル人民委員会の委員長、機関、組織のトップ（最高責任者）は、管轄範囲において政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 II に該当しない施設の消防計画を承認する。

b) 省レベル消防警察局に属する消防警察部の部長は、管轄範囲において政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 II に該当する施設の消防計画および管轄する施設に対する消防警察の消防計画を承認する。

c) 省レベル公安局の消防救助警察部の部長は、管轄範囲において政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 II に該当する施設の消防計画、管轄地区にある施設、住宅地に対する消防警察の消防計画を承認する。特別な場合には省レベル公安局局長が承認する。

d) 省レベル消防警察局局长は、直轄する2つ以上の消防警察の部隊および機械設備等の動員、あるいは消防警察の管轄区域以外の複数の機関、組織の部隊と機械設備等の動員を必要とする場合の消防警察の消防計画を承認する。

d) 省、中央直轄市の人民委員会の委員長は、省または中央直轄市の境界地域にある村に位置する施設に対する消防警察の消防計画および、管轄地方に駐留する軍隊の人力および機械設備等の動員を必要とする場合の消防計画を承認する。

e) 救難救助・消防警察局の局長は、複数の省、中央直轄市の部隊および機械設備等の動員を必要とする場合の消防警察の消防計画を承認する。

4. 消防計画の訓練制度

a) 政令 No. 79/2014/ND-CP の第21条第2項に規定する施設の消防計画では定期的に消防訓練を行う。訓練の実施回数は当該の消防計画の策定の権限者により決定されるが、年に1回以上とする。また、消防訓練を実施する度に、一つまたは複数の消防ケースを訓練することが可能であるが、消防計画に示す消防ケースをすべて訓練することを確保しなければならない。

b) 消防警察の消防計画は、本条第3項の b), c), d), e) に規定する消防計画の承認権限を有する者が要請した場合に消防訓練を実施しなければならない。消防訓練の実施を要請する権限者は、少なくとも消防訓練の実施日の30営業日前に消防訓練の実施が予定される施設のトップ（最高責任者）およびその村レベル人民委員会の委員長にその旨を書面により通知しなければならない。また、少なくとも消防訓練の実施日の20営業日前に動員される部隊、機械設備等を有する機関、組織、地方に対し、部隊および機械設備等の動員要請書を送付すること。消防訓練を実施する施設のトップ（最高責任者）およびその村レベル人民委員会の委員長は、当該消防計画の訓練実施を開催するのに必要な条件を確保する責任を有する。

c) 消防訓練は、政治、経済、文化、社会に関する地方または国家の特別なイベントにおいて消防の安全が求められる場合、または本条第3項に規定する消防計画の承認権限を有する者より要請された場合に

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

臨時的に実施される。

第 13 条. 消防警察により消防計画が策定される火災爆発の危険性が高いと思われる施設、住宅地リスト

本通達に附属する消防警察により消防計画が策定される火災爆発の危険性が高いと思われる施設、住宅地リスト（附属書 I）を制定する。

第 14 条. 消防への部隊、機械設備、財産の動員手続き

1. 消防への部隊、機械設備、財産の動員は動員令（様式 PC13）をもって実施される。緊急事態においては口頭で動員令を発することを可能とするが、3 営業日以内にその動員令を書面で示さなければならない。
2. 口頭の動員令を発する者は、氏名、役職、所属を明示し、動員される人、機械設備、財産、集合時間、集合場所を明確に述べること。

第 3 節. 消防用の部隊の組織編成

第 15 条. 人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の活動の組織編成

1. 人民防衛隊、組の組織編成および定員数

- a) 人民防衛隊の定員数は 10 人から 20 人までとし、リーダー 1 名とサブリーダー 1 名が置かれる。定員数が 20 人から 30 人の場合はサブリーダーをもう 1 名置く。人民防衛隊は複数の組から構成され、一つの組は 5 人から 10 人で、うち組長 1 名と組長補佐 1 名が置かれる。
- b) 人民防衛隊のメンバーおよび管理職は居住地に常時住む者であること。
- c) 村レベル人民委員会の委員長は、人民防衛隊のリーダー、サブリーダーおよび組長、組長補佐の任命決定を下す。
- d) 村レベルの公安は、同格人民委員会の委員長に対し人民防衛隊の設立について助言および支援し、また人民防衛チームの活動を直接指導する責任を有する。

2. 施設の非専任の消防隊の組織編成および定員数

- a) 常時 10 人未満の者が従事する（または稼働する）施設や自動車両の場合、これらのすべての従事者は、当該施設の消防隊のメンバーとする。この場合、その施設のトップ（最高責任者）または自動車両の指揮者が指導、指揮する。
- b) 常時 10 人から 50 人が従事する（または稼働する）施設や自動車両の場合、その施設の消防隊の人数は 10 人以上とし、うちチームリーダー 1 名が置かれる。
- c) 常時 50 人から 100 人が従事する（または稼働する）施設や自動車両の場合、その施設の消防隊の人数は 15 人以上とし、うちチームリーダー 1 名とサブリーダー 1 名が置かれる。
- d) 常時 100 人以上が従事する（または稼働する）施設や自動車両の場合、その施設の消防隊の人数は 25 人以上とし、うちチームリーダー 1 名とサブリーダー 2 名が置かれる。
- d) 複数の製造ライン、部署が別々に稼働する、あるいはシフト制で稼働する施設や自動車両の場合、部署別、製造ライン別、シフト別の消防組を組織し、これらの消防組の人数を 5 人から 9 人までとし、チームリーダーあるいはサブリーダーが組長を兼務する。

施設や自動車両を直接管理する機関、組織のトップ（最高責任者）は、当該施設の消防隊のリーダー、サブリーダーの任命決定を下す。

3. 施設の専任的な消防隊の組織編成および人数

- a) 施設の専任的な消防隊の人数は、その施設の消防上の各要求事項が確保でき、かつ当該施設の火災爆発に関する危険性の性質および特徴に対応できなければならない。当該施設を直接管理する機関、組織のトップ（最高責任者）は、施設の専任的な消防隊の組織編成および人数について決定する。施設の専任的な消防チームはシフト制で 24 時間対応である。チームの管理職はチームリーダー 1 名と数人のサブリーダーがいる。
- b) 施設の消防隊への消防用の機械設備の装備は、公安省の規定に従って実装される。消防警察機関は消

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

防業務について指導する。

4. 消防法の一部条項を修正・補足する改正法の第1条第25項の規定に該当する専門消防隊を設立すべき施設の他、国家貯蔵庫、貯蔵量5万m³以上の石油貯蔵庫、原子力発電所、出力200MW以上の発電所、年産3.5万トン以上の製紙工場、年産18万トン以上の肥料生産工場、年産2000万m²以上の織布工場、石油精製所、面積50ヘクタール以上の工業団地や輸出加工区は専任的な消防隊を設立しなければならない。

施設の専任的な消防隊の人数は、その施設の消防上の各要求事項が確保でき、かつ当該施設の火災爆発に関する危険性の性質および特徴に対処できなければならない。当該施設を直接に管理する機関、組織のトップ（最高責任者）は、専門消防隊の組織編成および人数について決定する。施設の専任的な消防隊はシフト制で24時間対応である。チームの管理職はチームリーダー1名と数人のサブリーダーがいる。

5. 人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊の設立決定を下した者は、これらのチームの活動を維持し、定期的に毎年消防業務の研修および訓練を開催し、これらのチームの活動の質によりランク付けする責任を有する。

第16条. 消防業務の教育訓練

1. 消防業務の教育訓練の対象者は以下のとおり。

a) 消防法の第37条第2項に規定する消防指令者

b) 人民防衛隊、施設の消防隊、専門消防隊の管理職とメンバー

c) 火災爆発の危険性がある環境に従事する者あるいは常時火災爆発の危険性のある物質、物品に接する者

d) 船舶、電車、航空機の指揮者および、30席以上の自動車両、火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送車に作業／従事する者

d) 消防用の機械設備の製造販売所に従事する者

e) 消防業務の教育訓練が求められるその他の者

2. 各級の人民委員会の委員長、各機関、組織、施設のトップ（最高責任者）は、管轄範囲内の対象者に対し消防業務の教育訓練の開催について責任を有する。自動車運転訓練所のトップ（最高責任者）は消防に関する内容を当該教育訓練プログラムに反映する責任を有する。

機関、組織、施設による教育訓練コースの開催がない、あるいは個人が消防業務の教育訓練の受講を希望する場合、消防警察に申請書を提出し教育訓練コースの開催を仰ぐ。教育訓練コースの開催に係る費用は、その教育訓練コースに参加する機関、組織、施設または個人の負担とする。

3. 消防業務の講習時間

a) 初回の講習時間：本条第1項に規定する対象者の場合は16時間から24時間までとする。

b) 消防業務の研修終了証の有効期限が過ぎた場合の再発行の講習時間は16時間以上とする。

4. 消防警察機関に提出する消防業務の研修終了証の発行申請書類は以下のとおり。

a) 研修会を開催する機関、組織、施設は以下のとおり。

- 試験実施と研修終了証発行の申請書

- 研修計画、研修内容

- 研修会参加者一覧

b) 自分で研修会を開催しない機関、組織、施設の場合は以下のとおり。

- 研修会開催の申請書

- 研修会参加の申請者一覧

c) 消防業務の研修会の参加およびその終了証の発行を希望する者は、研修会参加申請書（様式PC14）を提出しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

5. 消防業務の研修終了証の発行、更新、再発行の手続き

a) 本条第 1 項に規定する対象者は、消防業務の研修会に参加し、試験に合格した場合、権限を有する消防警察機関により消防業務の研修終了証（様式 PC15）が発行される。

b) 消防業務の研修終了証の毀損、破損、紛失、または有効期限が切れた場合、再発行／更新の申請書を提出しなければならない。

消防業務の研修終了証の発行、更新、再発行の処理期間は試験の合格が発表された、あるいは更新／再発行の申請書を受領してから 5 営業日以内とする。

6. 消防業務の研修終了証は、救難救助・消防警察局長、省レベルの消防警察局長、省レベル公安局の消防救助警察部の部長により発行され、発行日より全国にて 2 年間有効となる。有効期限が切れた場合は再度研修を受けた後、新規の研修終了証が発行される。

第 17 条. 消防活動への参加のための人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の調整手続き

1. 人民防衛隊、施設の消防隊、専門消防隊は、消防に関する宣伝、集会、パレード、競技会、消防訓練、および火災爆発発生危険性の対応、および火災による影響の克服、およびその他消防活動への動員に際し、権限者の指示に従う責任を有する。

2. 消防活動への人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員手続きは、書面（様式 PC16）をもって実施すること。緊急事態においては、口頭により動員決定を発することが可能であるが、3 営業日以内にその動員決定を書面で示さなければならない。口頭により動員決定を発する場合、動員決定を発する者は自らの氏名、役職、所属、住所、電話番号、および動員の人数、集合時間、集合場所と活動内容を明確に述べること。

3. 動員決定はその遂行者に送付され、保管される。

第 4 節. 消防用の機械設備の検定、消防サービス業経営条件適合証明書と認定書、消防業務上の様式

第 18 条. 消防用の機械設備の検定

1. 検定項目

a) 消防用の機械設備の品種、外観の検定

b) 機械設備の品質に関する仕様の検定

2. 検定方法

a) 機械設備の原産地、製造年月日、シリアルナンバー、仕様を検査する。

b) 品種、外観を検査する。

c) 抜取り検査法で検査、試験、実験を行う。品種と外観が同一の機械設備の場合、検定対象機械設備の台数の 5%以下をサンプリングして検定を行うが 10 台以上でなければならない。検定対象機械設備の台数が 10 台未満の場合は全数検定する。

d) 結果を判定し、機械設備の検定記録書を作成する。（様式 PC18）。

3. 消防用の機械設備は 1 回のみ検定を行い、合格の場合は消防用の機械設備の検定証明書（様式 PC19）が発行され、検定ラベル（様式 PC20）が貼付される。

4. 消防用の機械設備の検定手続は以下のとおり。

a) 検定申請書類は以下のとおり。

- 消防用の機械設備の検定申請書（様式 PC17）

- 検定対象の機械設備の技術的書類

- 当該機械設備の品質証明書（あれば）

- 当該機械設備の出荷証明書

検定申請書類が外国語で表記される場合は、ベトナム語翻訳版を必要とし、その場合申請する機関、組

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

織、個人は翻訳版の正確性について責任を負う。機関、組織、個人は、検定申請書類一式および検定対象の機械設備等のサンプルを消防警察機関に提出する。

b) 権限を有する消防警察機関は、合法的な申請書類一式および検定対象の機械設備のサンプルを受領してから 30 営業日以内に検定結果を出さなければならない。セットになっている機械設備を設置しなければならない場合、検定機関は検定を申請する機関、組織、個人に対しその旨を通知し、検定結果の通知日時を確定する。

権限を有する消防警察機関は、本条第 5 項の c) に規定する消防用の機械設備の検定を行う組織の検定記録書が添付される公文書を受領してから 5 営業日以内に、書類を審査し、当該の機械設備の検定証明書を発行しなければならない。検定証明書を発行しない場合はその理由を明記した文書で回答しなければならない。

5. 消防用の機械設備等の検定とその検定証明書発行の権限の付与

a) 救難救助・消防警察局長は、政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 5 に規定する消防用機械設備等に対し検定を行い、その検定証明書を発行する。

b) 省レベル消防警察局長は、政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 5 の 2 項、7 項、8 項、9 項に規定する消防用機械設備等、管轄に拠点を持つ機関、組織、企業、施設の消防用ポンプおよび、救難救助・消防警察局長により検定業務委託書に該当するその他の消防用の機械設備等に対し検定を行い、その検定証明書を発行する。

c) その他の当局は政令 No. 79/2014/ND-CP に附属する附属書 5 に規定する消防用機械設備等に対する検定業務が許可される。検定結果が出たときに検定記録書を添付した文書を救難救助・消防警察局長または省レベル消防警察局長に提出し、彼らの権限範囲において書類審査および検定証明書の発行を仰ぐ。

6. 救難救助・消防警察局長は、消防用の機械設備等の検定管理手順書および検定業務指図書を策定、制定する。

第 19 条. 消防サービス業の経営条件適合証明書の発行、更新、再発行の手続および権限

1. 消防サービス業の経営条件適合証明書の発行、更新、再発行の手続は以下のとおり。

a) 権限を有する消防警察機関は、申請書（様式 PC21）および政令 No. 79/2014/ND-CP の第 48 条第 1 項の b), c), d), d) に規定する書類の合法的な書類を受領してから 7 営業日以内に経営事業を実施するための事業場所、施設、機械設備等について検査を行わなければならない。この検査結果は記録書に残さなければならない（様式 PC05）。経営条件に適合する企業、施設の場合、消防警察機関は消防サービス業の経営条件適合証明書（様式 PC22）を発行し、発行しない場合はその理由を明記する文書で回答しなければならない。

b) 消防サービス業の経営条件適合証明書は政令 No. 79/2014/ND-CP の第 49 条の 3 項の規定に基づき、下記の通り再発行または更新される。

- 紛失や破損による再発行または更新の場合：申請書を受領してから 5 営業日以内

- 企業、施設の名称、トップ（最高責任者）、法的代表者または所在地、消防サービス業の事業内容の変更に従う適合証明書の更新の場合、証明書更新申請書、企業の変更後の経営登録証明書または事業登録証明書の公証付きの写しあるいはその写しと原本（対照のため）を含む書類を提出する。消防警察機関の証明書の更新手続きの処理期限はこれらの合法的な書類一式を受領してから 5 営業日以内とする。

2. 消防サービス業の経営条件適合証明書の発行、更新、再発行の権限

a) 救難救助・消防警察局長は、中央の省庁、産業に属する企業、施設および外資系企業に対し消防サービス業の経営条件適合証明書の発行、更新、再発行を行う。

b) 省レベル消防警察局長、省レベル公安局の消防救助警察部の部長は、管轄地方の企業、施設および救難救助・消防警察局長が委任した場合に消防サービス業の経営条件適合証明書の発行、更新、再発行を行う。

第 20 条. 消防関連の証明書、終了証等

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 消防関連の証明書、終了証等は、消防業務の教育訓練の機能を有する機関により発行され、全国で有効とされる。

2. 消防に関するコンサルティング業務の資格認定証の発行手続きは以下のとおり。

a) 消防に関するコンサルティング業務の資格認定証の発行申請書類 2 部（3x4cm 写真 2 枚を添付）を以下のとおり準備する。

-消防に関するコンサルティング業務の資格認定証の発行申請書（申請分野の専門業務職歴書を添付）（様式 PC23）

-消防に関するコンサルティング業務の資格認定証の申請分野に関する証明書、資格認定書の公証付きの写しまたはその写しと原本（対照のため）

b) 救難救助・消防警察局は、本項の a) に規定する合法的な書類一式を受領してから 35 営業日以内に、申請した個人に対しその書類を審査し、消防に関するコンサルティング業務の資格認定証（様式 PC24）を発行する。

3. 消防に関するコンサルティング業務の資格認定証を紛失した、または有効期限が過ぎた場合の再発行手続き、破損した場合の更新手続き、あるいは事業内容の変更手続きは以下のとおり。

a) コンサルティング業務の資格認定証の再発行の場合、申請者は再発行申請書（様式 PC23）を作成し、以前当該認定書を発行した消防警察機関に提出する。

b) 破損によりコンサルティング業務の資格認定書を更新する場合、申請者は申請書の提出と同時に発行された旧認定書を返納しなければならない。

c) コンサルティング業務の事業内容の追加による認定証を更新する場合、申請者は申請書（様式 PC23）および消防に関するコンサルティング業務の資格認定証の申請分野に関する証明書、資格認定書の公証付きの写しまたはその写しと原本（対照のため）を含む申請書類を提出しなければならない。

d) コンサルティング業務の資格認定証の再発行／更新の処理期間

- コンサルティング業務の資格認定証の破損による再発行／更新の処理期間は申請書の受領日から 5 営業日とする。

- コンサルティング業務の事業内容追加による更新の処理期間は合法的な書類一式の受領日から 35 営業日とする。

4. 消防に関するコンサルティング業務の資格認定証は、発行日より全国において 5 年間有効とされる。

第 21 条. 所定の様式

本通達に附属する消防業務上の様式（附属書 II）を以下のとおり制定する。

1. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書（様式 PC01）
2. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可申請書（様式 PC02）
3. 消防計画の審査承認の認定証（様式 PC03）
4. 消防計画の審査承認の承認印サンプル（様式 PC04）
5. 消防に関する検査記録書（様式 PC05）
6. 消防の安全保障の通知書（様式 PC06）
7. 事業活動一時停止の決定書（様式 PC07）
8. 事業活動廃止の決定書（様式 PC08）
9. 事業再開許可の申請書（様式 PC09）
10. 事業再開許可の決定書（様式 PC10）
11. 施設の消防計画（様式 PC11）

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

12. 消防警察の消防計画（様式 PC12）
13. 消防のための部隊、機械設備、財産の動員令（様式 PC13）
14. 消防の業務研修会参加申請書（様式 PC14）
15. 消防業務研修終了証（様式 PC15）
16. 消防活動への人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員令（様式 PC16）
17. 消防用の機械設備の検定申請書（様式 PC17）
18. 消防用の機械設備の検定記録書（様式 PC18）
19. 消防用の機械設備の検定結果認定書（様式 PC19）
20. 消防用の機械設備の検定ラベル（様式 PC20）
21. 消防サービス業の経営条件適合証明書の発行／再発行／更新の申請書（様式 PC21）
22. 消防サービス業の経営条件適合証明書（様式 PC22）
23. 消防に関するコンサルティング業務の資格免許証および経歴書の発行／再発行／更新の申請書（様式 PC23）
24. 消防に関するコンサルティング業務の資格免許証（様式 PC24）

各レベル、地方の公安は、これらの様式を印刷する際に A4 用紙に印刷し（但し、PC01, PC03, PC04, PC15, PC19, PC20, PC22, PC24 の様式については、救難救助・消防警察局が印刷、配布する）、これらの様式の内容を勝手に変更しないこと。また、これらの様式の印刷、配布、使用を管理台帳で管理する責任を負う。

第三章

実施指導

第 22 条. 施行効力

本通達は 2015 年 2 月 6 日より施行され、2014 年 3 月 12 日付の公安大臣の消防法の一部条項の施行細則に関する 2003 年 4 月 4 日付の政令 No. 35/2003/ND-CP と 2012 年 5 月 22 日付の政令 No. 46/2012/ND-CP の一部条項の細則に関する通達 No. 11/2014/TT-BCA および、2010 年 10 月 11 日付の公安大臣の産業用爆薬と危険物の輸送許可書の発行に関する通達 No. 35/2010/TT-BCA の第 3 章に取って代わる。

第 23 条. 施行責任

1. 救難救助・消防警察局の局長は、本通達の実施について指導し、またその実施状況を検査し、促進する。
2. 公安省に属する組織のトップ、総局局長、省と中央直轄市の公安局局長、消防警察局局长および関連する組織、個人は本通達を施行する責任を有する。

本通達の施行に当たり、問題や困難がある場合、各組織、地方の公安および各機関、組織、個人は救難救助・消防警察局を通じてその旨を公安省に報告し、指導を仰ぐ。

大臣

宛先:

- ・各省庁、省同格機関、政府付属機関
- ・公安省の副大臣各位
- ・各省、中央直轄市の人民委員会
- ・公安省が直轄する総局、組織

大将 Tran Dai Quang

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- ・ 各省、中央直轄市の公安局、消防警察局
- ・ 司法省の法令文書検査局
- ・ 広報
- ・ 政府ポータル
- ・ 保管：VT, V19, C66

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

附属書 I

消防警察が策定した消防計画における火災爆発の危険性が高いと思われる施設、住宅地リスト

(2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属)

1. 教室棟の容積(延べ床面積 x 高さ)が 25000m³以上の学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、中学校、高校、教育センター；6つ以上のグループ/クラスの保育所、幼稚園
2. 地方省レベル、各省庁、付属病院；その他病床数が 100 以上の介護施設、診療施設
3. 座席数 800 席以上の会議場、劇場、文化会館、映画館、サーカス、設計上の座席数 1000 席以上の屋内競技場、収容客数 2 万人以上のドーム、容積 2000 m³以上のディスコ、遊園・娯楽施設、その他容積 5000 m³以上の公共施設
4. 県レベル以上の貯蔵施設、博物館、図書館、展覧会；地方省レベル以上または各省庁、省同格機関、政府付属機関の管轄範囲の歴史遺跡、文化施設、展示会
5. 県レベル以上の市場；店舗の総面積 2000 m²以上または容積 10000 m³以上のショッピングセンター、スーパー、百貨店
6. 省レベル以上の放送局、テレビ放送局、郵政通信局
7. 省レベル以上の全分野の指令センター、運用センター、コントロールセンター
8. 省レベル以上の空港、港湾、河川港、バスステーション；500 台以上の駐車場；収容数 100 台以上のガレージ；鉄道のグレード I 旅客駅とグレード I 貨物駅
9. アパート；10 階以上または 5 階から 9 階で容積 25000 m³以上の多目的施設、ホテル、ゲストハウス、モーテル
10. 県レベル以上の国家行政機関の事務所；10 階以上または容積 25000 m³以上の専門機関の事務所、企業、政治社会団体、その他組織の事務所
11. 5 階以上または容積 5000 m³以上の科学研究センター、ハイテクセンター
12. 地下鉄関連施設；長さ 2000m 以上の鉄道トンネル；長さ 1000m 以上の道路トンネル；可燃物、爆発物の製造、保管、使用を行う容積 1000 m³以上のトンネルや洞窟内の施設；容積 1000 m³以上の石炭採掘や可燃性の鉱物採掘のトンネル
13. 所定の武器、爆発材料、補助道具の保管倉庫；石油と石油製品、可燃性ガス、産業用材料の輸出入、加工、保管を行う施設
14. 火災爆発の危険度が A、B に該当する総面積 2000 m²以上あるいは容積 10000 m³以上の産業用生産工場および生産加工工場；火災爆発の危険度が C、D に該当する総面積 5000 m²以上あるいは容積 25000 m³以上の産業用生産工場および生産加工工場
15. 貯蔵量が 101 m³~210 m³のガソリンスタンド；貯蔵量 500 kg 以上の可燃性ガス販売店
16. 原子力施設；出力 100MW 以上の火力発電所；出力 200MW 以上の水力発電所；電圧 200KV 以上の変電所
17. 船舶の製造・処理場、航空機の修理・保守場
18. 容積 10000 m³ 以上の可燃性の物品、資材、包装材の保管倉庫。10000 m² 以上の可燃性の物品や資材のヤード。
19. 火災爆発の危険や特別な保護が求められる家屋や重要施設
20. 火災爆発や大火事になる可能性が高く、かつ下記のいずれか一つに該当する住宅地。
 - a) 可燃性のある物品の製造販売を行うタウンハウス (30 軒以上) が集合する都市の一地区
 - b) 屋根や外壁が可燃材料で作られた住宅や補助的施設 (50 軒以上) が集合する村、集落、村落、山村、散村；可燃性の商品を作る住宅が 25 軒以上集合する工芸村

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

附属書 II

消防業務上使用する様式

(2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属)

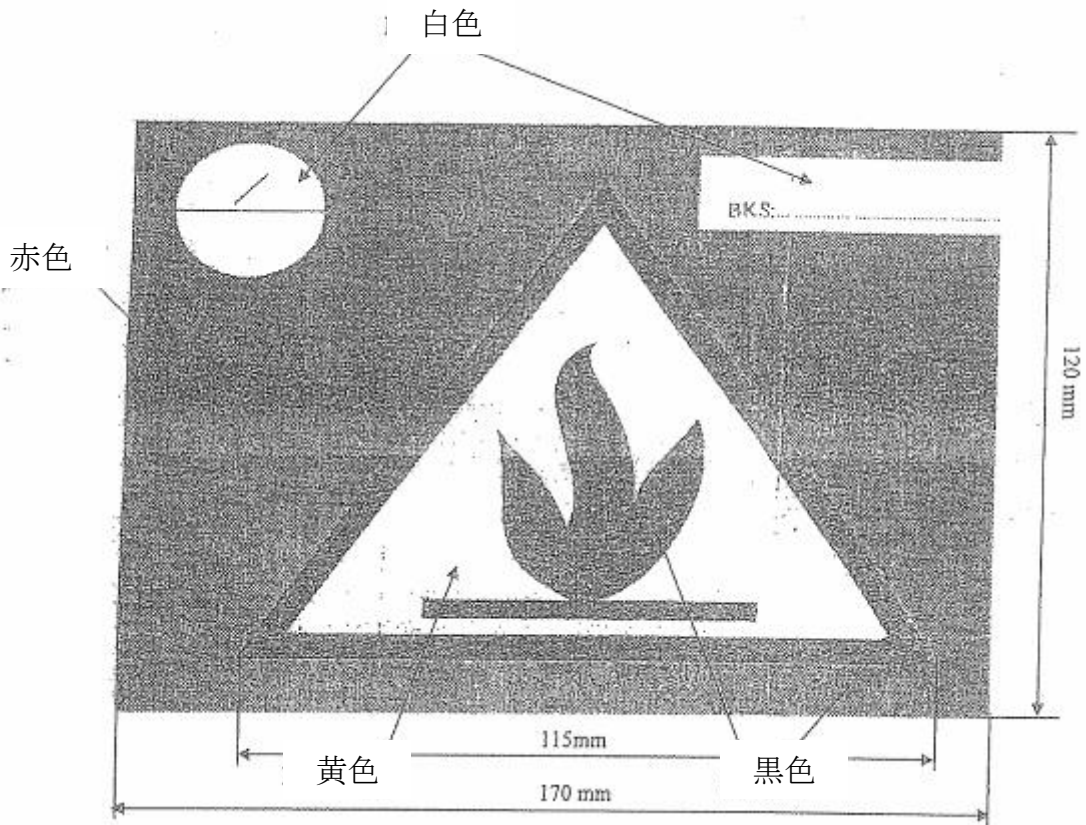
.....(1).....(2)..... -----	ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福 -----	様式：PC01 2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属
第...../PCCC号		
火災爆発の危険性のある物質、物品の 輸送許可書 (有効期限：.....年.....月.....日)		
2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、		
2014年12月16日付の公安大臣が公布する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第6条に基づき、		
(1).....の要請により、		
(2).....は、下記事項を許可する。		
車両名：..... 車両番号標/記号：.....		
車両所有者の氏名：.....		
代行者の氏名：..... 役職.....		
身分証明書/パスポート番号：..... 発行機関：..... 発効日...../...../.....		
上記の車両が.....ページに記載される火災爆発の危険性のある物質、物品を輸送することを認める。当該車両の所有あるいは運転者は輸送中の車両の消防上の安全を保持し、消防に関する諸規定を十分に遵守する責任を負わなければならない。		
.....年.....月.....日(3)..... (署名、氏名、捺印)		
注意：		
輸送中の注意事項		
・当該車両の運転者、従事者、作業員は、消防の業務研修終了書の取得者でなければならない。		
・権限機関が検査、管理のために要請した場合は提示しなければならない。		
・多数の人が集合する場所に火災爆発の危険性のある物品の輸送車を停車、駐車してはならない。		
・輸送中道路上に宿泊する場合はその地区を管轄する公安機関に報告しなければならない。		

備考：(1)上位の直轄機関の名称、(2)許可書を発行する消防警察機関の名称、(3)署名者の権限と役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

火災爆発の危険標識

表:



裏:

注意事項

1. 輸送車は、火災爆発の危険性のある物質、物品を輸送する際に「火災爆発の危険マーク」（「発火マーク」）をフロントガラスに貼付すること。輸送許可の期間が過ぎたマークは発行機関に返却しなければならない。
2. 許可書に記載される火災爆発の危険性のある物質、物品以外のものを輸送しないこと。
3. 車両の所有者、運転者、従事者、作業員以外の者および物品を輸送してはならない。
4. 交通法を厳密に遵守しなければならない。
5. 火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送が可能な期間中は当該輸送車の消防の安全条件を十分に維持しなければならない。
6.年.....月.....日まで有効

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC02
2014年12月16日付の公安大臣が公布
する通達No. 66/2014/TT-BCAの附属

火災爆発の危険性のある物質、物品の
輸送許可申請書

.....殿

車両所有者の氏名:

住所:

電話番号: Fax:

企業設立決定書 No. 日付:年.....月.....日

営業登録証明書番号: 日付:年.....月.....日

場所:

銀行口座番号: 銀行名:

法的代表者の氏名:

役職:

身分証明書/パスポート番号: 発行機関: 発効日...../...../.....

在住戸籍:

車両番号標/記号:である車両が.....ページに記載される火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送を検討していただき「火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書」の発行をお願い申し上げます。

上記の車両を安全に運行し、火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送に関する法規を遵守することを確約致します。

.....年.....月.....日

申請者

(署名、氏名、捺印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....()..... ----- 第...../TD-PCCC 号	ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福 -----	様式：PC03 2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属
防火設計の審査承認の 認定証		
2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、		
2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第7条に基づき、		
..... (企業名) (代表者の氏名：..... 役職：.....) の.....年.....月.....日付の防火設計の審査承認申請書を審査した結果、 (2)は下記の通り承認する。		
(3)		
建設現場の住所：.....		
投資者／車両所有者の名称：.....		
立案／設計業者：.....		
2 ページに示す資料および図面により、上記のプロジェクト／建設工事／自動車両の防火設計が審査承認された。		
.....		
.....		
.....,年.....月.....日 (4) (署名、氏名、捺印)		
宛先： -; -; - 保管：.....		

備考：防火設計審査承認の認定証はA4紙に印刷され、太さが同じ赤色の2本線と黄色の背景の中央に公安バッジ模様のスーパーライン（偽造防止セキュリティデザイン）が印刷されるものである。

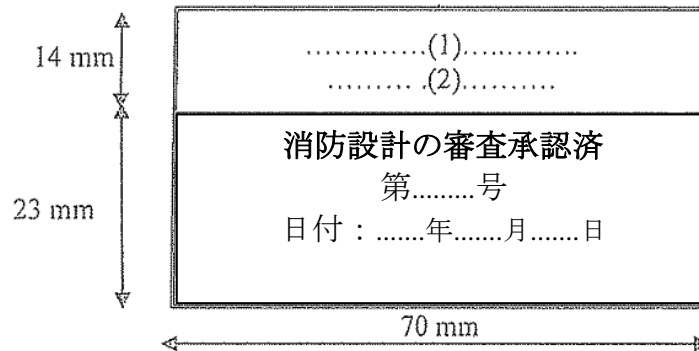
(1) 上位の直轄機関の名称、(2) 審査承認の認定証を発行する消防警察機関の名称、(3) 審査承認対象のプロジェクト／建設工事／自動車両の名称、(4) 署名者の権限と役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

防火設計の審査承認の承認印サンプル

様式：PC04

2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属



規格：

- 寸法：ヨコ 70 mm x タテ 37 mm
- 上部と下部の境界線は太さ 2pt の 1 本線で上縁までが 14mm;
- 枠：太さ 2pt の 2 本線

表示内容：

- + 上位の直轄機関の名称：フォント Times New Roman、フォントサイズ 8、薄い大文字
- + 審査承認の消防警察機関の名称：フォント Times New Roman、フォントサイズ 8、太い大文字
- + 「審査承認済」の記載：フォント Times New Roman、フォントサイズ 13、太い大文字
- + 「消防設計」の記載：フォント Times New Roman、フォントサイズ 10、太い大文字
- + 「第.....号 日付：.....年.....月.....日」の記載：フォント Times New Roman、フォントサイズ 12、小文字

備考：(1) 上位の直轄機関の名称、(2) 審査承認を行う消防警察機関の名称

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC05
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

消防に関する検査記録書

(3) 検査内容：.....

.....年.....月.....日の.....時.....分、.....にて

住所：.....

我々は、

代表者：.....

- 氏名：..... 役職：.....

- 氏名：..... 役職：.....

-

-

.....

.....

.....を対象に

検査を行った。

代表者：.....

- 氏名：..... 役職：.....

- 氏名：..... 役職：.....

検査の状況およびその結果は以下のとおり。

(4)

.....

この記録書は、.....年.....月.....日の.....時.....分に.....枚で.....部作成され、各当事者が 01 部保有する。
また、各当事者の関係者に読み上げ、その内容を認め、下記の通り署名する。

被検査施設の代表者
(5)

関連機関の代表者
(5)

検査団の代表者
(5)

備考：(1)上位の直轄機関の名称、(2)検査執行者の所属機関・組織の名称、(3)検査内容の記載、(4)被検査施設の説明文書、書類審査、現地検査、項目ごとの検査内容、考察と結論に関する意見の記載、(5)署名、氏名、捺印

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC06
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

第/TB.....号

通知書
消防の安全保障について

.....(3)殿

本人氏名：..... (4)

役職：.....

身分証明書／パスポート番号：..... 発行日：..... 発行機関：.....

.....の代表者

住所：.....

電話番号：..... Fax:.....

私は、(6).....について、(5).....に規定する消防の安全保障について確約する。添付資料は以下のとおり。

1.(7)

2. ...

上記の(8)は.....年.....月.....日より正式に運用される。

上記事項が事実であることを確約する。また、上記の安全状況を継続的に維持し、消防の安全状況について変更事項がある場合は貴局にその旨を通知する責任を負う。違背した場合は法律上の責任を負う。

宛先：.....,年.....月.....日

-; (9)
-; (署名、氏名、捺印)

- 保管：.....

備考：(1)上位の直轄機関の名称（あれば）、(2)通知を出す機関、組織の名称、(3)通知を受ける施設（または車両）を管轄する地方の消防警察機関の名称、(4)施設の責任者または車両の所有者あるいは法的代行者、(5)施設の場合は2014年7月31日付の政令No. 79/2014/ND-CPの第6条と記載し、自動車両の場合は2014年7月31日付の政令No. 79/2014/ND-CPの第10条の2項と記載、(6)確約する消防の安全保障の対象施設（または車両）の名称の記載、(7)添付資料の記載、(8)施設（または車両）の名称、(9)署名者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様 式 : PC07
2014年12月16日付の公安大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属

第/QĐTĐC.....号

事業／活動一時停止の決定

..... (3) は、

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が公布する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第11条に基づき、

.....年.....月.....日付に作成された.....の検査記録書に基づき、

下記事項を決定する。

第1条. 下記の(4)の事業／活動を一時停止する。

住所 :

(5)

停止期間 :年.....月.....日の.....時.....分～.....年.....月.....日の.....時.....分

第2条. 本決定書は.....年.....月.....日の.....時.....分より発効する。

第3条.氏は本決定書を履行し、消防の安全環境を保障しなければならない。

.....,年.....月.....日

..... (6)
(署名、氏名、捺印)

宛先 :

- 第3条同様;

-

- 保管 :

備考 : (1)上位の直轄機関の名称、(2)決定書を発行する機関の名称、(3)決定の裁量権を有する者、(4)火災爆発を起こす原因のある施設、自動車両、家庭、個人、場所／区域の名称、(5)施設のトップ、世帯主、自動車両の所有者、(6)決定者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC08
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

第/QĐĐC.....号

事業／活動廃業の決定

..... (3) は、

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第11条に基づき、

.....年.....月.....日付の.....の事業／活動一時停止決定 No. に基づき、

(4)が火災爆発を起こす原因を排除できず、違反が克服されていない、またはその克服が不可能で深刻な悪影響を及ぼす火災爆発の危険性がある現状に基づき、

以下のとおり決定する。

第1条. 下記の(4)の事業／活動を廃業する。

住所：

(5)

廃業開始日時：年.....月.....日の.....時.....分より

第2条. 本決定書は.....年.....月.....日の.....時.....分より発効する。

第3条.氏は本決定書を履行し、消防の安全環境を保障しなければならない。

宛先：

- 第3条同様;

-

- 保管：

.....,年.....月.....日

..... (6)

(署名、氏名、捺印)

備考:(1)上位の直轄機関の名称、(2)決定書を発行する機関の名称、(3)決定の裁量権を有する者、(4)施設、自動車両、家庭、個人、火災爆発を起こす原因のある場所／区域の名称、(5)施設のトップ、世帯主、自動車両の所有者、(6)決定者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC09
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

事業再開許可の申請書

.....(1)殿
申請する組織／個人の名称：.....
所在地：.....
電話番号：..... Fax:..... Email:.....
法的代表者:.....
役職:.....
身分証明書／パスポート番号：:..... 発行機関:..... 発行日：.....年.....月.....日
在住戸籍:.....
.....年.....月.....日付の.....(1)の事業活動の一時停止／廃業決定
書を履行した後、現在.....(2)
.....
.....は、
..... (2)
.....に対し、
...年...月...日の.....時.....分より、事業再開の許可を申請致します。
上記事項が事実であることを確約する。相違ある場合はすべての責任を負う。

..., ... 年... 月... 日

申請者

(署名、氏名、捺印)

備考：(1)事業活動の一時停止／廃業の決定書を下した者の所属機関、(2)事業活動の一時停止／廃業の施設、自動車両、世帯、個人、場所、地域の名称

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC10
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

第:/QDPH-.....号

事業再開許可の決定書

..... (3) は、

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第11条に基づき、

...年...月...日付の.....の消防安全の検査記録書に基づき、

以下のとおり決定する。

第1条. ...年...月...日付の決定書 No.により事業活動の一時停止／廃業

(4)に対し、事業活動の再開を許可する。

所在地：

氏名： 役職： (5)

第2条. ...年...月...日付の決定書 No.は、...年...月...日の.....時.....分より失効する。

第3条.氏は本決定の履行について責任を負う。

宛先：

- 第3条同様;

-

- 保管：

....., 年...月...日

..... (6).....

(署名、氏名、捺印)

備考：(1)上位の直轄機関の名称、(2)決定書を発行する機関の名称、(3)決定の裁量権を有する者、(4)火災爆発を起こす原因のある施設、自動車両、家庭、個人、場所／区域の名称、(5)施設のトップ、世帯主、自動車両の所有者、(6)決定者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC11
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

施設の消防計画
(内部文書)

施設、集落、山村等の名称：...⁽¹⁾...

住所...

電話番号: ...

上位直轄機関:

電話番号:

..... 年.....月

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

施設の全体平面図⁽²⁾

A. 消防業務に関わる施設の特徴

I. 地理的位置:⁽³⁾

.....

- 東は、

- 西は、

- 南は、

- 北は、 を接する。

II. 消防用の交通路:⁽⁴⁾

.....

III. 消火用水の供給源:⁽⁵⁾

No.	水源	貯蔵量 (m ³) または流量 (l/s)	場所、距離 (m)	注意事項
I	屋内			
II	屋外			

IV. 火災、爆発、有毒の危険性に関する性質と特徴⁽⁶⁾

.....

V. 現地の消防部隊の組織編成⁽⁷⁾

1. 組織編成

.....

2. 常任消防部隊

.....

VI. 施設の消防用の車両、機械器具等⁽⁸⁾

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....
.....
B. 特定火災の消防計画

I. 最も複雑な場合の対応計画:

1. 最も複雑な火災が発生した場合の想定:⁽⁹⁾
.....
.....

2. 消防の実施指導:⁽¹⁰⁾
.....
.....

3. 消防部隊と車両等の出動マップ:⁽¹¹⁾

4. 消防警察部隊が到着していないときの火災現場における消防指令者の任務:⁽¹²⁾
.....
.....

II. 特定火災発生時の消防計画:⁽¹³⁾

1. ケース 1:
.....
.....

2. ケース 2:
.....
.....
.....

ケース
.....
.....
.....

C. 消防計画の変更と調整⁽¹⁴⁾

No.	年月日	変更、調整項目	消防計画作成者の署名	消防計画承認者の署名
1	2	3	4	5

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

D. 消防計画の研修と訓練のモニタリング⁽¹⁵⁾

年月日	研修、訓練の内容と実施形態	火災のケース	参加する部隊や車両等	結果評価
1	2	3	4	5

.....年.....月.....年

計画承認者

(16)

(署名、氏名、捺印)

.....年.....月.....年

計画作成者

(17)

(署名、氏名)

消防計画の記載方法

注意：消防計画は、記載内容によりページ数を自由に調整することができる。

(1) - 施設、集落、山村、丁目、森林、特殊車両の行政手続上の名称

(2) - **全体平面図**: 施設の各項目、建築物、工事、交通路、水源の寸法、名称、使用上の特徴、交通路の位置と寸法；周辺の消火栓の位置と貯蔵量を明確に記載する（必要に応じて A4 以上の用紙を使用することが可能）。

高層建築物の場合は、立面図および典型的フローの配置図が求められる。

(3) - **地理的位置**：当該施設がどの地域、…県／区の中心部からの距離、東・西・南・北にある施設、道路、河川等を簡単に記載する。

(4) - **消防用の交通路**：消防用の主な道路の特徴を記載する。

(5) - **消火用水の供給源**：施設内および施設と隣接する消防のために直接使用可能な給水源（プール、湖、池、河川、チャネル、消火栓、給水口、給水溝等）をリストアップする；季節別や時間帯別の供給能力を明記し、外部の供給源の位置とその距離を案内する。

(6) - **火災、爆発、有毒の危険性に関する性質と特徴**：建築物の建築・構造の特徴、項目の配置（建物の数、階数、耐火グレード、表面積、壁、柱、天井、床、屋根等の構造の材質）；火災、爆発、有毒の危険性に関する工事項目の作業的性質、有効性の分析、製造工程の特徴、常時存在者の人数；主な可燃物の火災爆発の危険性の特徴（可燃物の種類、配置図、数、ボリューム、火災の特性、燃焼による有害要素、周辺への延焼の可能性等）を明確に記載する。

(7) - **現地の消防部隊の組織編成**：組織（チーム、グループ）、担当者、消防メンバーの人数、消防の業務研修の受講者数、勤務時間内と時間外のシフト勤務の人数を明記する。

(8) - **施設の消防用の車両、機械器具等**：消防用の車両、機械器具等の種類、数量、配置場所を明記する（規定した品質に適合したもののみ記載すること）。

(9) - **最も複雑な火災が発生した場合の想定**：延焼や大火災を起こして、複雑に拡大することにより大勢の人の生命を脅かし、危険、深刻な財産的損害を与え、かつ消火業務が複雑、困難になり、大勢の人や複数の車両等を動員しなければならない火災発生の場合を想定する。火災発生時間、火災発生源、主な可燃物、火災発生原因、燃焼時間、火災の規模、現地の部隊による消火業務開始時までの燃焼面積を明確に想定すること。高温、煙、有毒ガス、建築物の倒壊等消火業務に大きく影響する要素を想定する。火災現場に閉じ込められた者の人数と閉じ込められた場所を想定する。

(10) - **消防の実施指導**：火災通報、電気を止める、消火、延焼防止の対策の実施、避難の指導、人、財産の救出と搬出、消防のために権限機関から動員される部隊の対応、物流活動の確保およびその他消防のための活動（火災の現場保存と火災による悪影響の克服等）に関する指令者、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

個人、部門の職務を明記する。

(11) – 消防の部隊と車両等の出動マップ：家屋、施設または所定区域における火災発生場所と規模、風向き、消火・延焼防止・避難案内と人・財産の救助と救出のための部隊、車両等の出動場所、主な消火方向等を示す図面を作成する。（図面に示す記号や図等は規定に従う）。

(12) – 消防警察部隊が到着していないときの火災現場における消防指令者の任務：消防警察機関の消防指令者が火災現場に到着した際に火災現場の状況、実施中の消防業務および関連情報を報告し、火災現場において消防指令者が遂行すべき任務、消防への参加、および火災が長引く場合に必要となる条件の確保と任務を明記する。

(13) – 特定火災発生時の消防計画：火災爆発の危険性が異なりかつ消防の実施指導も異なる地域、施設に火災が発生する場合を「ケース 1」、「ケース 2」、「ケース 3」等として想定する。ケースごとに動員する部隊と車両等の数量、何を何処に配置するか、消防へ動員される施設のメンバーおよび指令者の任務等を記載する。記載方法は最も複雑な場合と同様に記載し、消防図面を添付すること。

(14) – 消防計画の変更と調整：消防計画の基本内容は変わらずに消防実施指導に関して変更がある場合はその旨を明記する。消防計画の内容に影響を与える大きな変更がある場合は、規定に従って消防計画を再作成する。



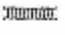
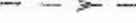
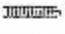
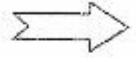
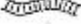

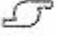
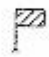
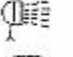












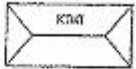

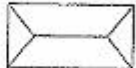
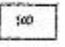
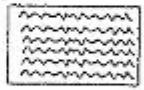
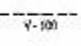
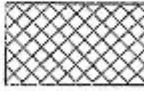
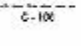


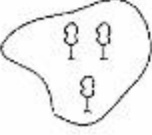
(15) – 消防計画の研修と訓練のモニタリング：消防計画に示された火災ケースに関する研修および訓練の開催について明記する。その訓練時の部隊、車両等の出動配置図をこの消防計画に添付すること。

(16) – 計画承認者





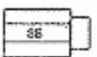
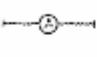
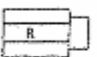

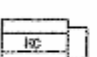

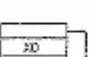

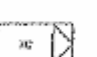


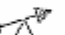

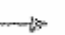


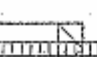

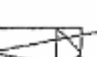



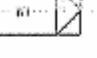
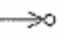
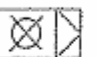


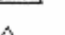

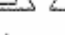



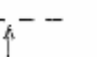






(17) – 計画作成者：消防警察機関の承認の対象となる消防計画の場合は施設のトップが署名、捺印する。

消防計画図面に使用する記号やマーク

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

	THANG BA		HƯỚNG GIÓ
	THANG HỘP		LỐI THOÁT NẠN
	THANG MỘC		HƯỚNG ĐAM CHÁY PHÁT TRIỂN
	THANG DÂY		HƯỚNG TẤN CÔNG CHÍNH
	NẤY MŨT KHÔ		NƠI PHÁT SINH CHÁY
	BÈN CHIẾU SÁNG		BỂ HỒI CHỨA XĂNG DẦU
	ĐIỆN THOẠI		BỂ NGẦM CHỨA XĂNG DẦU
	CỜ CHỈ HUY CHỮA CHÁY		BỂ NỬA HỒI NỬA CHÌM CHỨA XĂNG DẦU
	ĐÁM LÁY		HỌNG NƯỚC CHỮA CHÁY
	SÔNG, NGÔI		NHÀ LÁ
	AO, HỒ		NHÀ TẦNG (2 TẦNG)
	BÈN LẤY NƯỚC		NHÀ KHUNG THÉP MÁI TÒN
	GIẾNG NƯỚC		NHÀ LỢP NGÔI
	BỂ NƯỚC CC 100M ³		KHU VỰC ỒI KHÔ
	HỆ THỐNG ĐƯỜNG ỐNG NƯỚC VÒNG KHÉP KÍN CÓ ĐƯỜNG KÍNH D = 100M		KHU VỰC ĐÁM CHÁY
	HỆ THỐNG ĐƯỜNG ỐNG NƯỚC CỤT CÓ ĐƯỜNG KÍNH D = 100M		NHÀ MỞ BÊN CHÁY
	CÂY		
	RỪNG		

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

	XE CHỮA CHÁY CÓ TÊC		MÁY BƠM KHIẾNG TAY
	XE CHỮA CHÁY KHÔNG TÊC (XE BƠM)		MÁY BƠM NỔI
	XE CHỮA CHÁY SÀN BAY		ĐƯỜNG VỚI A CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY RỪNG		ĐƯỜNG VỚI B CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY HOÁ CHẤT		CUỘN VỚI RỬ LÒ CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		ỐNG HÚT CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		GIÓ LỌC NƯỚC
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG GIÁ
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG A
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG B
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG PHUN BỘT
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG PHUN BỘT ĐỘ NỔ CAO
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG ĐA TÁC DỤNG
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		LĂNG HƯƠNG SEN
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY BẰNG NƯỚC
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY BẰNG BỘT ABC
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY DÙNG KHÍ CO ₂
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		ĐẦU NỐI HỖN HỢP
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC12
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

..... (*)

..... (**)

(1)

施設区分:	(2)
計画承認機関のレベル:	

消防警察の消防計画

施設、住宅地の名称:⁽³⁾

所在地:

電話番号:.....

上位直轄機関:.....

電話番号:

当該地方を管轄する消防救助警察:

.....

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

..., ... 年...月

A. 施設、住宅地の消防上の特徴

I. 地理的位置:⁽³⁾

.....
.....
.....
.....

II. 内部と外部の交通路:⁽⁵⁾

.....
.....
.....

III. 消火用水の供給源:⁽⁶⁾

No.	水源	貯蔵量 (m ³) 又は 流量 (l/s)	場所、間隔	注意事項
1	2	3	4	5
	内部:			
	外部:			

IV. 火災、爆発の危険性に関する性質と特徴:⁽⁷⁾

.....
.....
.....

V. 現地の消防部隊の組織編成:⁽⁸⁾

1. 組織編成:

.....
.....
.....

2. 常任消防部隊:

.....
.....
.....

VI. 施設の消防用の車両、機械器具等:⁽⁹⁾

.....

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

II. ケース 2:

.....

ケース ...

D. 消防計画の変更と調整(19)

No.	年月日	変更、調整内容	計画作成者の署名	計画作成機関の最高責任者の承認
1	2	3	4	5

E. 消防計画の研修と訓練のモニタリング⁽²⁰⁾

No.年...月...日	研修、訓練の内容と実施形態	火災のケース	参加する部隊や車両等	結果評価
1	2	3	4	5	6

.....年.....月.....年年.....月.....年

計画承認者
 (21)
 (署名、捺印)

計画作成機関の最高責任者
 (21)
 (署名、捺印 (あれば))

計画作成の主任
 (23)
 (署名、氏名)

消防計画の記載仕方

備考: 消防計画は、記載内容によりページ数を自由に調整することができる。複数ページの場合は割印を押し、また添付図面等に角印を押すこと。

(*) - 消防計画を作成する機関の上位管轄機関の名称を記載する。

(**) - 消防計画を作成する機関の名称を記載する。

(1) - 機密区分: 規定に沿って「丸秘」または「極秘」の印を押す。「丸秘」または「極秘」に区分される消防計画の場合、他の部隊に対する任務を周知する及び消防訓練を実施する際に、規定に沿って機密保持のためにその計画の一部を抜粋しなければならない。

(2) - 施設区分: 地方の消防警察機関の消防管理の対象施設区分の規定に基づき、「TD」（重点的）の「I」又は「II」を記載する。

- 計画承認機関のレベル：省レベル人民委員会の委員長により承認される消防計画の場合は「UB」、消防救助警察局局长或いは省れべるの公安局局长、省れべるの消防警察局局长により承認される場合は「C」、消防救助警察部部长により承認される場合は「P」を記載し、その他の場合はその承認機関を記載する。

(3) - 行政手続上の名称を記載する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

(4) -**地理的位置**: 東・西・北・南との接する施設、道路、河川等を記載する。

(5) -**内部と外部の交通路**: 消防用の車両が通行可能な内部と外部の道路、消防用の車両が通行可能な主な道路、現場から消防救助警察までの距離を明記する。

(6) -**消火用水の供給源**: 消防のために最寄の使用可能な供給源（プール、湖、池、河川、チャネル、消火栓、給水口、給水溝等）をリストアップする；季節別や時間帯別の供給能力を明記し、外部の供給源の位置とその距離を案内する。

(7) -**火災、爆発の危険性に関する性質と特徴**: 建築物の建築・構造の特徴、項目の配置（建物の数、階数、耐火グレード、表面積、壁、柱、天井、床、屋根等の構造の材質）；火災、爆発の危険性に関する工事項目の作業的性質、有用性の分析；主な可燃物の火災爆発の危険性の特徴（可燃物の種類、配置図、数、ボリューム、火災の特性、燃焼速度、燃焼時の有害要素、周辺への延焼の可能性、常時存在する者の人数等）を明確に記載する。

(8) -**現地の消防部隊の組織編成**: 組織、消防メンバーの人数、消防の業務研修を受けたものの人数、勤務時間内と時間外のシフト勤務の人数を明記する。

(9) -**施設の消防用の車両、機械器具等**: 消防用の車両、機械器具等の種類、数量、配置場所、水噴霧消火設備、を明記する（規定した品質に適合したもののみ記載すること）。

(10) -**最も複雑な火災が発生した場合の想定**: 延焼や大火災を起こして、大勢の人の生命を脅かす又は危険を与え、かつ消火業務が複雑及び困難になり、大勢の人や複数の車両等を動員しなければならぬ火災発生の場合を想定する。火災発生時間、火災発生源、火災発生原因、可燃物、自発燃焼時間、延焼の可能性及び消火業務に大いに影響を与える要素（高温、煙、有毒ガス、建築物の倒壊等）を想定する。また、被害者の人数や被害場所を想定する。

(11) -**消防の戦略と技術**: 火災の規模、燃焼面積、燃焼速度、成長の特徴（想定）及び消防部隊の動員能力に基づき、適した消防の戦略、技術、方法、措置を講じる。

(12) -**消防用の部隊や車両等の計算**: 火災の規模、燃焼面積、消防の戦略、技術に基づき、消防の部隊、車両、消火剤の必要量を計算し、また偵察活動、避難の指導、人と財産の救出等の活動を行う。

(13) -**動員予定の部隊と車両等**: (11)の計算結果に基づき、動員予定の部隊と車両の一覧表に記入する。消防の自動車両、消火剤、人の救出用設備、通信設備及びその他必要な機械設備等の十分な数量を記載すること。

(14) -**現地の消防部隊の任務**: 現地の消防部隊と指令者、消防救助警察が消防活動を行うために案内しなければならない施設の電気、有害化学物質の担当者の消防任務、爆発危険なエリア（あれば）、危険エリア、消防へ動員される部隊との連絡、連携の任務、火災が長引く場合の必要な条件の確保、火災現場の保持と火災による悪影響の克服等の任務を簡単に記載する。

(15) -**消防警察部隊の詳細任務**: 火災爆発の通報の受領とその情報処理、消防現場へ部隊と車両等の動員、調整の指導、消防の指令とその指令の主催（委員の人数や任務等を含む指令委員会、顧問委員会の設立）、火災の偵察、作戦の顧問、チーム、グループ（又は区域）別の部隊と車両等の配置、並びに意図的停電、避難、人と財産の救出野指導、段階毎の消防戦略と対処措置を実施するための役割分担に関して指令者として勤務する職員の任務を明記する。

(16) -**その他部隊の任務**: 直接に消防に動員されるかつ消防手順に従って関連活動を行う部隊に割当てする任務を明記する。

(17) -**最も複雑な火災発生時の消防用部隊と車両等の配置図**: 全体平面図（高層の建築物の場合は立面図及び典型的フローの配置図が求められる）、隣接する施設、交通路、河川、湖、卓越風向、内部の給水配管、外部の給水の指示、施設の寸法、施設の各ブロック間の距離、火災発生地、消防用部隊と車両等の配置、主な攻撃方向、指令委員会の設置場所等を示す図面を作成する。これらの図面に示す記号や図等は規定に従い、A4以上の用紙を使用すること。

(18) -**その他特定の火災発生時の消防計画**: 複数の消防戦略技術で対処しなければならず、か

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

つ様々な種類の消防車両を3台以上動員しなければならない複雑な火災に成長する可能性がある施設や区域に火災が発生する場合を想定する。「ケース 1、2、3、等」を順次に最も複雑な場合と同様に記載し、それぞれの消防図面を添付すること。

(19) –**消防計画の変更と調整**：消防計画の基本内容を変更させない消防実施指導に関する変更があった場合はその旨を明記する。消防計画の内容に影響を与える大きな変更がある場合は、規定に沿って消防計画を再作成する。

(20) –**消防計画の研修と訓練のモニタリング**：消防計画に示す火災ケースに関する研修及び訓練の開催について明記する。その訓練時の部隊、車両等の出動配置図をこの消防計画に添付すること。


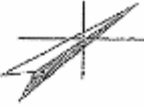

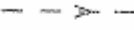
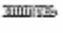
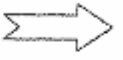
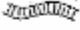



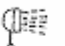






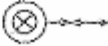

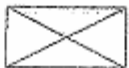

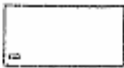
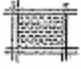


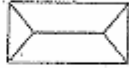
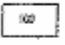
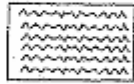
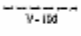

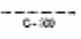



(21) -消防計画承認者

(22) – 消防計画の作成と承認申請部署の指導者（チーム、部門等）



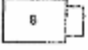

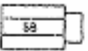

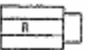
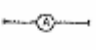
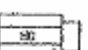
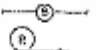
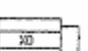



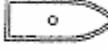

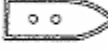



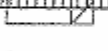

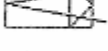
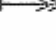
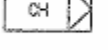
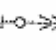
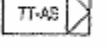
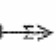
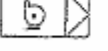



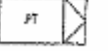



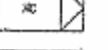
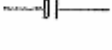
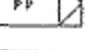
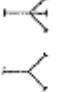
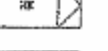

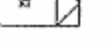
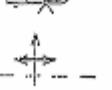



(23) – 消防計画の直接作成者又は消防計画作成の主管者

消防計画図面に使用する記号やマーク

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

	THANG BA		HƯỚNG GIÓ
	THANG HỘP		LỐI THOÁT HẠN
	THANG MỐC		HƯỚNG BÁN CHẠY PHÁT TRIỂN
	THANG DÂY		HƯỚNG TẤN CÔNG CHÍNH
	MÂY NÓT KHÓI		NƠI PHÁT SINH CHÁY
	ĐÈN CHIẾU SÁNG		BỂ NỒI CHỮA XĂNG DẦU
	BIỆN THOẠI		BỂ NGÂM CHỮA XĂNG DẦU
	CỜ CHỈ HUY CHỮA CHÁY		BỂ NỬA NỒI, NỬA CHÈM CHỮA XĂNG DẦU
	ĐÁM LÁY		HỌNG NƯỚC CHỮA CHÁY
	SÔNG, NGÔI		NHÀ LÁ
	AO, HỒ		NHÀ TẦNG (2 TẦNG)
	BẾN LẤY NƯỚC		NHÀ NHUNG THIỆT MẠI TỬN
	GIẾNG NƯỚC		NHÀ LỘP NGÔI
	BỂ NƯỚC CỎ 100M3		KIM VỰC BỊ KHỎI
	HỆ THỐNG ĐƯỜNG ỐNG NƯỚC VÒNG KHÉP KINH CÓ ĐƯỜNG KÍNH Ø = 100M		ĐÁM CHÁY TRONG NHÀ CÓ NHIỀU KHỎI
	HỆ THỐNG ĐƯỜNG ỐNG NƯỚC CỤT CÓ ĐƯỜNG KÍNH Ø = 100M		NHÀ MỚI BÉN CHÁY
	CÂY		
	RỪNG		

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

	XE CHỮA CHÁY CÓ TÈC		MÁY BƠM RO MOỐC
	XE CHỮA CHÁY KHÔNG TÈC (XE BƠM)		MÁY BƠM KHIỆNG TAY
	XE CHỮA CHÁY SÀN BAY		MÁY BƠM NỔI
	XE CHỮA CHÁY RỪNG		ĐƯỜNG VỎI A CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY HOÁ CHẤT		ĐƯỜNG VỎI B CHỮA CHÁY
	XE CHỮA CHÁY XĂNG DẦU, DẦU KHÍ		CUỐN VỎI RU LỒ CHỮA CHÁY
	MÁY BAY CHỮA CHÁY		ỐNG HÚT CHỮA CHÁY
	TÀU CHỮA CHÁY TRÊN SÔNG		GIỎ LỌC NƯỚC
	TÀU CHỮA CHÁY TRÊN BIỂN		LĂNG GIÁ
	XUỒNG, CÀ NÔ CHỮA CHÁY		LĂNG A
	XE THẮNG		LĂNG B
	XE NẶNG		LĂNG PHUN BỌT
	XE CHỈ HUY		LĂNG PHUN BỌT ĐỘ NHỒ CAO
	XE THÔNG TIN ẢNH SÁNG		LĂNG ĐA TÁC DỤNG
	XE TRẠM BƠM		LĂNG HƯỚNG SEN
	XE CHỖ NƯỚC		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY BẰNG NƯỚC
	XE CHỖ PHƯƠNG TIỆN		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY BẰNG BỘT ABC
	XE CHỖ NGƯỜI THAM GIA CHỮA CHÁY		BÌNH CHỮA CHÁY XÁCH TAY DÙNG KHÍ CO ₂
	XE CHỖ HOÁ CHẤT		ĐẦU NỐI HỖN HỢP
	XE CẤP CỨU SỰ CỐ		BA CHẠC
	XE HÚT KHÔI		HAI CHẠC
	XE KỸ THUẬT		ELECTƠ
			TRỤ NƯỚC CHỮA CHÁY LOẠI HỒI
			TRỤ NƯỚC CHỮA CHÁY LOẠI NGẦM
			CỘT LẤY NƯỚC

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....

.....(2).....

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

様式：PC13

2014年12月16日付の公安

大臣が公布する通達 No.

66/2014/TT-BCA の附属

Số:/LHD-

..., ..., ... 年... 月... 日 ...

消防のための部隊、車両、機械器具、財産の

動員令

.....に於いて.

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第14条に基づき、

消防の必要性を検討し、私、

氏名： 役職

所属機関/部：は

下記の者に管轄する部隊、車両、機械器具、財産の迅速な動員を命ずる。

氏名：

..... (機関、組織、世帯) の代表.

住所：

動員対象の部隊、車両、財産等は下記の通り。

- 部隊： 人

- 車両、機械器具等

- 財産

消防のために、上記の者は.....年.....月.....日.....時.....分に

.....へ集合すること。

備考：(3).....

(署名、氏名、捺印)

発令時：

受令時：

備考：(1)上位の直轄機関、(2)発令者の所属機関、(3)発令者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC14
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

消防の業務研修会

参加申請書

(新規参加の研修 再研修)

..... (1) 殿

本人の氏名：

生年月日： ... 年... 月... 日 出生地：

身分証明書／パスポート番号：: 発行日：

発行機関：

職業：

職場／在住所：

電話番号：

この書面をもって、貴機関により開催される消防の業務研修会に参加させていただきますよう申請致します。

研修会の開催にあたり、すべての規定事項を遵守致します。

.....,, ... 年... 月... 日

申請者

(署名、氏名)

備考：(1)研修会を主催する機関の名称

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

消防業務研修終了証の様式

様式：PC15
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

表面：

ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福 ----- 消防業務研修終了証 第:.....号

裏面：

(1) ベトナム社会主義共和国 (2) 独立・自由・幸福 -----(2).....は、 以下のとおり認定する。 氏名：..... 生年月日：..... 身分証明書／パスポート番号：..... 発行日：..... 職場／在住所：.....年.....月.....日～.....年.....月.....日開催の 消防の業務研修コースを終了した。 (3),年.....月.....日(4)..... (署名、捺印) 有効期間：署名日から02年間
--

備考： 終了証の寸法は90 x 65 mm で、両面に2ptの赤色の2本線のボーダーラインでデザインされる。表面は白の背景、裏面は薄い青色の背景で、中央に公安バッジ模様のスーパーライン（偽造防止セキュリティデザイン）が印刷されるものである。

(1)直轄機関、(2)終了証の発行機関、(3)地名、(4)署名者の氏名、役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC16
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

第:/QD.....号

決定

消防活動への人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員について

..... (3)は、

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項を修正・補足した改正法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項を修正・補足した改正法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第17条に基づき、

.....の提議により、

下記の通り決定する。

第1条. 下記の部隊を動員する。

部隊名： 管轄機関：

人数： 人.....

動員期間：年.....月.....日.....時.....分～.....年.....月.....日.....時.....分

.....のために、.....年.....月.....日.....時.....分に集合すること。

第2条.氏はこの決定を履行する責任を有する。

.....(4).....
(署名、氏名、捺印)

宛先：

-;
-

備考：(1)上位の管轄機関、(2)決定者の所属機関、(3)決定裁量権を持つ者、(4)署名者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC17
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

消防用の車両、機械設備の検定申請書

.....殿

申請する組織／個人の名称：

所在地：

電話番号: Email:

営業登録証明書番号： 発行日： ...年...月...日 発行機関：

法的代表者：

役職:.....

身分証明書／パスポート番号： 発行日： ...年...月...日/...../

添付リストに記載する車両、機械器具等の検定を受け、「消防用車両、機械器具等の検定証明書」を発行していただきますよう申請致します。

.....,, ... 年... 月... 日

.....(1).....

(署名、氏名、捺印)

備考：(1) 申請者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC18
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

消防用の車両、機械設備の検定記録書

.....年.....月.....日の.....時.....分、.....にて、我々は、

.....
.....
.....

.....ページと.....ページに記載される.....

の消防用の車両、機械設備の品質、品種、外観の検定を行った。

I. 検定方法：

1. 検体：.....

.....

2. 書類審査：.....

.....

3. 消防用の車両、機械設備の仕様の検査：

.....

.....

.....

II. 使用設備

.....

.....

.....

.....

III. 検定結果：

No.	車両、機械器具の名称、 モデル、規格	記号、番号	単位	数量	原産地	製造年月日
No.	検定事項	仕様に関する要件			評価	
		ベトナム基準	カタログ	実際規格		

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

IV. 結論：

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

この記録書は 部作成される。

検定者
(署名、氏名)

検定機関の代理
(署名、氏名、捺印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....
.....(2).....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC19
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

第: .../KD-PCCC 号

消防用の車両、機械設備の検定結果認定書

2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、

2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第18条に基づき、

.....年.....月.....日付の.....の消防用の車両、機械設備の検定に関する申請書 No. を検討し、

.....年.....月.....日付の.....の消防用の車両、機械設備の検定記録書による検定結果に基づき、

..... (2) は以下のとおり認定する。

.....の.....ページに記載される.....車両、機械設備の仕様は、

検定時に消防の諸規定に適合する仕様であるため、消防業務に使用することを認める。

.....,, ... 年... 月... 日...
.....(3).....
(署名、氏名、捺印)

備考：消防用車両、機械設備の検定結果認定証はA4紙に印刷され、同等な太さの赤色の2本線と黄色の背景の中央に公安バッジ模様のスーパーライン（偽造防止セキュリティデザイン）が印刷されるものである。

(1) 上位の管轄機関、(2) 検定結果認定書を発行する消防警察機関、(3) 署名者の役職と権限

検定済の車両、機械器具等のリスト

(.....年.....月.....日付.....の検定結果認定書附属)

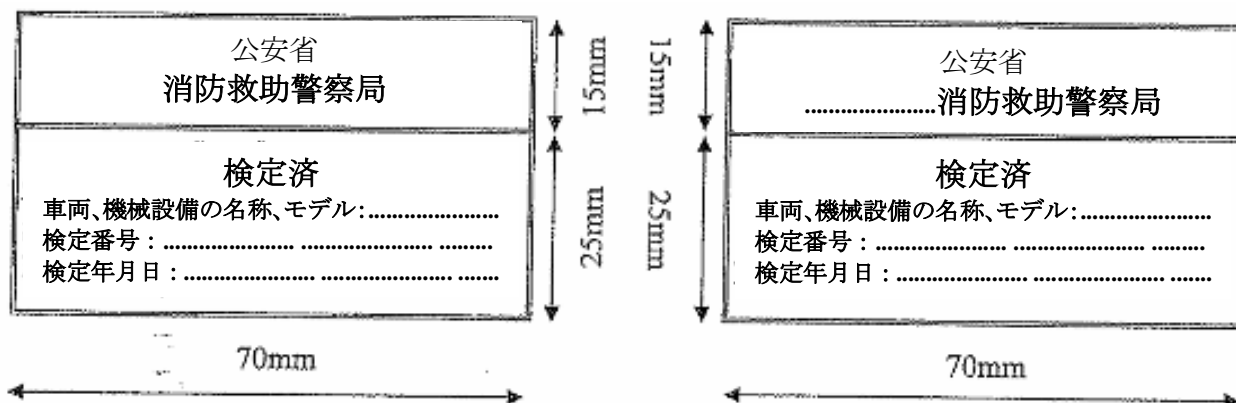
No.	車両、機械器具の名称、モデル、規格	モ記号、番号	単位	数量	原産地	製造年月日	備考

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

消防用の車両、機械設備の
検定ラベル

様式：PC20
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

見本 A



備考:

「公安省」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ11、大文字

「消防救助警察局」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ12、太い大文字

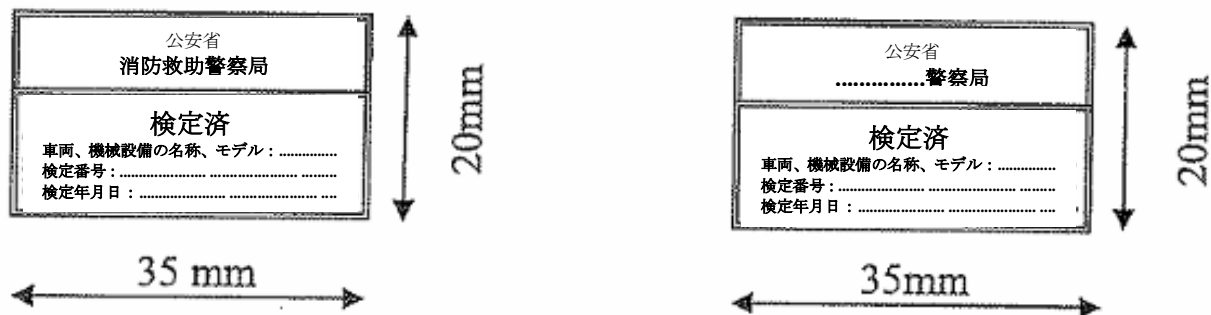
「検体済」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ12、太い大文字

「車両、機械設備の名称、モデル」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ12、太い大文字

「検定番号」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ12

「検定年月日」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ12

見本 B



備考:

「公安省」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ5.5、大文字

「消防救助警察局」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ6、太い大文字

「検体済」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ5.5

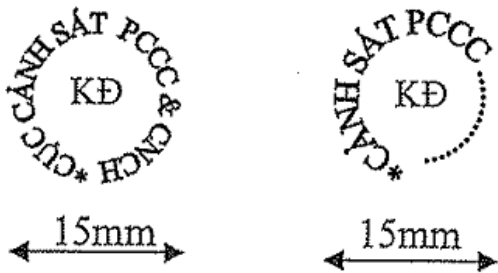
「車両、機械設備の名称、モデル」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ6

「検定番号」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ6

「検定年月日」：フォントが Times New Roman、フォントサイズ6

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

見本 C



備考:

「救難救助・消防警察局」（又は「.....消防警察局」）：フォントが *Times New Roman*、フォントサイズ 36、大文字

「KD」：フォントが *Times New Roman*、フォントサイズ 11

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC21
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

消防サービス業の営業条件適合証明書の
発行／再発行／更新の申請書

.....殿

本人の氏名：.....

役職：.....

身分証明書／パスポート番号：..... 発行機関：..... 発行日：...年...月...日 .../.../....

在住戸籍：：.....

下記の.....の代表者であり、

所在地：.....

電話番号..... Fax:.....

企業設立決定書番号：....., 決定日：...年...月...日

営業登録証明書番号：....., ...年...月...日, 登録場所：.....

口座番号:..... 銀行名.....

下記の者に対し、「消防サービス業の営業条件適合証明書」の発行／再発行／更新を検討していただきますようお願い申し上げます。

名称:.....

所在地:.....

目的:.....(1).....

消防警察機関が承認した規定に従う諸条件を履行し、それを継続的に維持、保護することを確約する。
また、承認された消防の条件に関わる変更事項について即時に貴機関に通知することについて責任を負う。

....., ...年...月...日

..... (2)

(署名、氏名、捺印)

備考：(1)事業内容の記載（設計のコンサルティング、審査のコンサルティング等）、(2)申請者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

.....(1).....(2)..... -----	ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福 -----	様式：PC22 2014年12月16日付の公安 大臣が公布する通達 No. 66/2014/TT-BCA の附属
第: /GXN-PCCC 号		
消防サービス業の営業条件適合証明書		
2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP に基づき、		
2014年12月16日付の公安大臣が発行する2014年7月31日付の消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則に関する政令 No. 79/2014/ND-CP の一部条項の施行細則に関する通達 No. 66/2014/TT-BCA の第19条に基づき、		
...年...月...日付.....の検査記録書に記載される企業、施設に対する消防サービス業の営業条件適合の確認申請書類の審査結果に基づき、		
および.....の書類と提議を検討し、		
.....(2).....は以下のとおり証明する。		
(3).....		
営業登録証明書（或いは事業登録証明書）に関する情報：		
番号：..... 発行日：.....年.....月.....日		
発行機関：.....		
所在地：.....		
法的代表者の氏名：.....		
役職：.....		
身分証明書／パスポート番号：.....		
発行機関：.....		
在住戸籍：.....		
上記の企業は消防サービス業の営業条件に適合することを証明する。		
....., ...年.. 月... 日(4)..... (署名、氏名、捺印)		

備考：消防サービス業の営業条件適合証明書はA4紙に印刷され、同等な太さの赤色の2本線と黄色の背景の中央に公安バッジ模様のスーパーライン（偽造防止セキュリティデザイン）が印刷されるものである。

(1)発行機関の名称、(2)証明書を発行する消防警察機関の名称、(3)消防サービス業を行う企業、施設の名称、(4)署名者の役職

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

様式：PC23
2014年12月16日付の公安大臣
が公布する通達No.
66/2014/TT-BCAの附属

消防に関するコンサルティング業務の資格免許証の
発行／再発行／更新の申請書

救難救助・消防警察局

1. 氏名： 性別：
2. 生年月日： 年 月 日..
3. 出生地：
4. 国籍：
5. 身分証明書／パスポート番号：, 発行日： 年 月 日,
発行機関：
6. 在住所：
7. 最終学歴：
.....

- 発行された証明書、資格免許証（専攻を明確に記載してください）：

8. 就職経験：

- 消防活動への参加機関：

- 消防に関する設計やその工事に参加した件数：

上記の情報をを用いて消防に関するコンサルティング業務の資格免許証の発行／再発行／更新を申請致します。

申請事項について責任を負い、また発行される免許証の記載事項通りに消防に関するコンサルティング業務を行い、関連の法規を遵守することを確約する。

..., 年 月 日

申請者

(署名、氏名、捺印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

消防活動に於ける専門業務の経歴

1. 氏名（大文字）：

2. 消防に関する専門活動の実績：

No.	消防に関する専門業務の従事期間 （...年...月～...年...月）	所属先（機関、組織）	消防業務（設計、技術的検定、審査、消防用の車両と機械器具やその監視装置の製造・組立）を行った案件に関する情報と当時の役割（主管か、参加か）	投資者（発注者）の名称、工事現場の住所
1	2	3	4	5

上記事項が事実であることを確約する。相違ある場合はすべての責任を負います。。

直轄する機関、組織の確認欄
(署名、氏名、捺印)

申請者
(署名、氏名、捺印)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

消防に関するコンサルティング業務
資格免許証

様式：PC24
2014年12月16日付の公安
大臣が公布する通達 No.
66/2014/TT-BCA の附属

免許証が交付される本人の責任：

- ・この免許証適用範囲が示す消防に関するコンサルティング業務のみ受託し、そのコンサルティング業務を行うこと。
- ・消防に関する法規および関連法を遵守すること。
- ・この免許証の他者への貸出し、使用の許可を与えることを禁じる。
- ・この免許証の変造、修正を禁じる。

公安省
救難救助・消防警察局



消防に関するコンサルティング業務の資格
免許証

免許証番号：...

本人の写真
(3x4cm) (発
行機関のエ
ンボススタ
ンプ)

本人の署名
.....

- 身分証明書／パスポート番号:.....

発行日 .../.../.... 発行

- 国籍:

有効期間

.... 年....月....日～.... 年....月....日

救難救助・消防警察局局長

- 氏名：

- 生年月日：

- 在住住所：

- 最終学歴：

- 消防に関するコンサルティング業務を行う
ことを認める。

(1).....

.....

.....

.....

.....

ハノイ、.... 年....月....日.

局長

(署名、氏名、捺印)

備考：(1)設計業務、監理業務のコンサルティング等消防に関するコンサルティング業務の内容を明確に記載する。